

一 般 質 問 通 告 書

次の件について、会議規則第60条の規定により、一般質問の通告をいたします。

(全体所要時間 60 分)

平成 28 年 6 月 3 日 午前 時 分 受付

広陵町議会議員 八尾 春雄 印

広陵町議会議長 笹井 由明 様

質問の要旨(できるだけ具体的に)	答弁者
<p style="text-align: center;">(質問に入る前に、町議会議員選挙後初の定例会議ですので、少しご挨拶の時間をいただきます)</p> <p>質問事項 (1) 課税逃れを許さず、徴税担当者としての役割発揮をお願いしたい。</p> <p><内容> タックスヘイブンに関するパナマ文書が明らかにされ納税者も関心をもって見ている。外国の名だたるトップ層の名前も暴露されている。広陵町においてはどうか。 ① 町長・副町長・教育長はタックスヘイブンを利用した節税を行ったことがあるか。 ② 広陵町の住民・企業・団体など(支店・支部も含め)で名前は出ていないか。 ③ 徴税の責任者として、こうした税金逃れの行為についてどのように認識しているのか。法人税の高いことを理由に「企業が外国に逃げていく」と心配をした議員もいたが既に外国に相当の資金を流出させている。課税逃れを許さず、本来課税しなければならないとの認識はあるのかどうか。</p>	町長・副町長 &教育長
<p>質問事項 (2) 農業用水の実態把握について</p> <p><内容> 3月議会で井堰の補修費用について質問し簡潔なる答弁を得たが、個々の実行組合間で裁判があり判決が確定している事例があることが判明している。原告・被告とも控訴せず、判決内容に沿った精算も実施されており、判決内容を蒸し返す意図はないが、町の関与が妥当であったかどうかこの際考えたい。町もその経過について知っているようだが、個々の農業用水の実態について町がどこまで把握して国の助成制度を申請しているのか。(以下敬称略します) ① かさや井堰から弁財天及び的場の田に水を取り入れていると認識しているのか? 現地での確認や耕作者から確認をとったのか。 ② かさや井堰の“管理者”が「弁財天・的場水利組合」とプレートに表示されていることが判決の根拠の一つとなっている。共同管理をどのように確認したか。 ③ 両者連名による助成の要望書は町が段取りしたものである。実行組合は自主的な団体であり、双方の円満なる協議を求め紛争を回避することも町の役割ではないのか。 ④ 農業用水の実態について、職員が現場に出かけて耕作者の話をもっと聞くように努力してほしい。</p>	町長
質問の要旨(できるだけ具体的に)	答弁者

<p>質問事項 (3) 3月30日・31日赤水発生に関する件</p> <p><内容> 生活の基本である水の確保に問題が生じ住民の声も厳しいものがある。 ① 「被害については申請してほしい」とのことだが何件の申請で水量と価格がどれほどか？未請求者には我慢してもらおうという趣旨か。 ② 職員の対応について苦情を承っている。「責任を認めない態度に腹が立った」というものもある。上下水道部長をはじめ関係職員にはどのような指導をしたのか。</p>	町長
<p>質問事項(4)近鉄箸尾駅の無人化問題と周辺整備について</p> <p><内容> 3月議会で駅構内巡回と高校生通学等のための歩道整備を質問した。その後の進捗状況を問う。さらにこれまで伝えている住民からの相談ごとについても明らかに願いたい。 ① 近鉄との交渉は申し入れたのか。駅構内の巡回は可能か。 ② 歩道整備は水利組合 or 土地所有者の了解が前提だが、どうするつもりか。 ③ 小学校への集団登校と箸尾駅への送迎車の関係はどのように整理しているのか。時間を限定して車両走行を一部制限することも住民合意を得て検討してはどうか。 ④ かなり以前に県が決定した道路整備計画だが、箸尾駅前を通過して西進し高田・斑鳩県道までアクセスする計画が存在するとのことである。取り組み状況や建造物等の規制内容を提示されたい。 ⑤ 水はけのよくない水路の改修について(南陽寺西側)取り組みはどうか。</p>	町長&教育長
<p>質問事項 (5) マイナンバー個人カードに関する件</p> <p><内容> 5000万円を投じ、マイナンバー個人カードを使用してコンビニで住民票が入手できるようにしたいとのことである。申請者は2402名との報告があった。町全体住民の7%に満たない。住民は危険なマイナンバー個人カードを持ち歩くことも危険だという賢明な判断をしておられることが推定できる。 ① 郵便局での住民票発行は、マイナンバー個人カードがなくても可能であることこのサービスは継続する旨明言してほしい。 ② 年間で何名の利用を見込んでいるのか。費用対効果の考え方では許容できる範囲なのか。</p>	町長
<p>質問事項(6)臨時福祉給付金に関する件</p> <p><内容> 全国で1130万人に対して1回だけ3万円が支給されるとのことである。 ① 制度の趣旨は何か。国民的な合意は得られていると考えているのか。 ② 給付対象になると思われる1984名の方々に申請書を送付したとのことである。申請書送付基準と申請書提出後の点検で何が異なるのか。同一の基準で審査するのなら申請書の提出は無用ではないか。申請主義を克服して振り込みがよい。 ③ 最も困難な状況に置かれている生活保護受給者は給付対象にはなっていない。制度の趣旨に照らして矛盾していないか。</p>	町長